

(注) 金融商品取引法第 45 条第 1 号、第 2 号に掲げる顧客保護のための規定

(下表の金融商品取引法の内容は、西京銀行が各条文を要約・抜粋したものであり、条文そのものではありません。詳細については、金融商品取引法の該当条文等をご参照ください。)

	適用されないこととなる 金融商取引法の規定	内容
第 1 号	第 3 7 条 (広告等の規制)	・広告等の行為について、法令で定める事項を表示しなければならない。 また著しく事実に相違し、または著しく人を誤認させる表示を禁止。
	第 3 8 条第 3 号 (禁止行為／不招請勧誘の禁止)	・勧誘の要請をしていないお客さまに対する勧誘を禁止。 (現在、デリバティブ取引のうち店頭金融先物取引のみが対象)
	第 3 8 条第 4 号 (禁止行為／顧客の勧誘受諾意思確認義務)」	・勧誘に先立って、お客さまの勧誘を受ける意思の有無を確認せず行う勧誘を禁止。 (現在、デリバティブ取引のうち金融先物取引のみが対象)
	第 3 8 条第 5 号 (禁止行為／再勧誘の禁止)	・お客さまの意思に反する再勧誘を禁止。 (現在、デリバティブ取引のうち金融先物取引のみが対象)
	第 4 0 条第 1 号 (適合性の原則等) ☆	・お客さまの知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘等の禁止。
	第 2 号	第 3 7 条の 2 (取引態様の事前明示義務) ★
第 3 7 条の 3 (契約締結前の書面の交付) ◎		・契約を締結しようとするときは、あらかじめ、内閣府令に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
第 3 7 条の 4 (契約締結時等の書面の交付) ☆		・契約が成立したとき等は、遅滞なく、契約内容等を記載した書面を作成し、交付しなければならない。
第 3 7 条の 5 (保証金の受領に係る書面の交付) ★		・金融商品取引業に関して保証金を受領したときは、直ちに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。
第 3 7 条の 6 (書面による解除)		・金融商品取引契約を締結したお客さまは、法令の定めにより、書面により契約解除が可能。(現在、投資顧問契約のみが対象)
第 4 0 条の 2 第 4 項 (最良執行方針等) ★		・お客さまの注文を受けようとするときには、あらかじめ、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。
第 4 3 条の 4 (顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限) ★		・お客さまの有価証券を担保に供する場合等、当該お客さまから書面による同意を得なければならない。

(ご注意) ★の規定は、特定預金等契約および特定信託契約については準用されていません。

☆の規定は、特定信託契約については準用されていません。

◎の規程は、一部の特定信託契約については準用されません。